

事務連絡
令和5年4月24日

加盟団体長・事務局長 様

公益財団法人 埼玉県剣道連盟
会 長 山 中 茂 樹

称号推薦認定会（錬士・教士）受審資格の変更について

日ごろより本連盟の事業の実施につきましては、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

令和5年度より、公益財団法人埼玉県剣道連盟「剣道・居合道・杖道 称号（錬士号及び教士号）推薦認定会」の受審資格を下記のとおり変更します。

つきましては、会員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 錬士号

- ・六段受有後1年以上を経過した者。
五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上の者。
(第11条2項による特例)
- ・「埼剣連称号推薦認定会」の1年以内に、全剣連派遣講師・埼剣連派遣講師の講習会を必ず 1回以上 受講していること。(申込時に剣道手帳の写しを添付)

2. 教士号

- ・錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過した者。
- ・「埼剣連称号推薦認定会」の1年以内に、全剣連派遣講師・埼剣連派遣講師の講習会を必ず 2回以上 受講していること。(申込時に剣道手帳の写しを添付)